

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

自立支援放課後等デイサービスこどもらんどでは、2022年4月1日より

特定処遇改善加算Ⅰを取得させていただきます。

令和元年(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても現行の処遇改善加算に加え、当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

- 1 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していること
- 2 職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- 3 介護職員処遇改善に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

3の「見える化」要件とは、自社のホームページ等を活用し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきましては、以下の通り公表します。

○入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針、人材育成方針、その実現のための施策や仕組みなどの明確化

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

○やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善